

(様式1)

第202200268160号

令和5年1月26日

文部科学大臣 殿

鳥取県知事 平井 伸治

(公 印 省 略)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

鳥取県公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和4年度～令和5年度(2年間)

(担当)

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

住所：鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

電話：0857-26-7946

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

鳥取聾学校ひまわり分校及び皆生養護学校は建築後20年以上経過しているため、建物の老朽化の予防的な外部改修を実施し、建物の長寿命化を図る。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

鳥取盲学校、鳥取聾学校及び鳥取養護学校の空調は設置後15年以上経過しており、いつ故障してもおかしくない状態であるため、空調の更新工事を行い、体温調節が困難な生徒の安全を確保して教育環境の向上を図る。

また、倉吉養護学校及び米子養護学校のトイレについて、洋式化工事を行い、学校施設の環境改善を図る。

さらに、白兔養護学校の普通教室については、現状、簡易なパーテーションやカーテンで区切って教室を確保しており、隣の教室の音が漏れてしまっている状況であり、可動式壁設置工事を実施することで学習環境の改善を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		校
中学校		校
義務教育学校		校
中等教育学校(前期課程)		校
特別支援学校(小学部及び中学部)		9 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)		3 園
幼保連携型認定こども園		園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		32 校
教員及び職員のための住宅		4 戸
学校給食施設	単独校調理場	箇所
	共同調理場	箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	26 箇所
	学校武道場	26 箇所
	社会体育施設	9 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月
国土強靱化地域計画※2	有	平成28年3月29日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

事業完了後にホームページ等による公表を行う。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)

[illegible]